

郡山市長 品川 萬里 様

原子力災害からの復興の加速化及び
災害に強い持続可能なまちづくりに向けた提言書

平成27年6月15日

郡山市議会議長 高橋 隆夫

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災そして東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発した原子力災害、更に、同年 9 月 21 日から本市を襲った台風 15 号による大規模な水害は、市民生活をはじめ、本市の産業・経済へ大きな影響を与えた。

本市議会では、これら災害からの一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、平成 23 年 10 月に「東日本大震災及び台風 15 号水害対策特別委員会」及び「東京電力福島第一原子力発電所事故放射能対策特別委員会」を設置し、市民や関係団体から意見・要望を聴取しながら、市への提言並びに国及び関係機関等への要請を行うなど、種々対策を行った。

しかしながら、放射性物質により汚染された土壌等の除染や中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策をはじめとする廃炉作業の着実な進展、科学的根拠を欠いた風評の払しょくなど、これら原子力災害からの復旧には、長期的かつ継続的な取組みを要するとともに、近年、甚大化する地震、水害、雪害等、自然災害への迅速な対応が求められていることから、本市復興の更なる加速化及び市民の安全・安心を守る災害に強いまちづくりについての調査・研究を行うため、平成 25 年 12 月 16 日に「災害復興対策特別委員会」を設置した。

当委員会においては、市当局による復旧・復興に係る各種事業の進捗状況等の聴取をはじめ、原子力災害により本市などへの避難を余儀なくされた富岡町の議会及び市内農業・商工業・観光業の各種団体との「震災・原子力災害による影響」や「復興に向けた課題」等についての意見交換を行った。また、東京電力株式会社福島復興本社代表を招致しての参考人質疑、東京電力福島第一・第二原子力発電所の現地調査の実施など、被災者並びに復旧・復興に携わる多くの方々の意見や現状の把握に努めながら協議を進めてきた。

本市議会では、これらの協議結果等を踏まえ、東京電力株式会社へ「福島第一原子力発電所の廃炉に向けた確実な取組みと情報発信」、「損害賠償請求に対する迅速な対応」、「風評被害払しょくに向けた取組みの強化」、「作業員の健康管理及び労働安全基準の徹底」など、13項目について要請を行うとともに、国に対し、原子力災害からの更なる復興の実現に向けた意見書を提出したところである。

本市議会としても、震災前にも増して市民の安全・安心を守る災害に強いまちづくりを実現するため、本市の復興に向け、引き続き市民ニーズや課題の把握に努めるとともに、東日本大震災等の経験を踏まえ、大規模災害時において、市民の生命、身体及び財産を守り、平穏な市民生活の確保に向けた効果的かつ機動的な活動を図るための体制整備に努めるなど、積極的に取り組んでいくことを確認するとともに、市当局に対し、本市復興の加速化と災害に強い持続可能なまちづくりに向け、「原子力災害からの更なる復旧」、「災害の経験を生かした防災・減災対策」、「持続可能なまちづくり」の3つを柱とし、次のとおり44項目にわたり提言する。

一 提言の体系 一

I 原子力災害からの更なる復旧について

- 1 除染について
 - (1) 道路等除染に伴う仮置場等の早期確保について
 - (2) 積込場の早期設置について
 - (3) 除去土壌等の早期搬出について
 - (4) 除去土壌等輸送に伴う放射性物質飛散防止対策の徹底について
 - (5) 市民ニーズを踏まえた除染の推進について
 - (6) ため池の放射性物質対策について
- 2 健康管理について
 - (1) 継続した内部被ばく検査の実施と受検率の向上について
 - (2) 福島県民健康管理基金への財政措置に対する要望について
 - (3) 自家消費野菜等の放射能検査の充実について
- 3 風評の払しょくについて
 - (1) 風評の払しょくに向けた情報発信について
 - (2) マスメディアを活用した本市農畜産物の安全性の周知について
 - (3) 本市農畜産物の販売促進について
- 4 損害賠償請求について
- 5 避難者支援について
- 6 中小企業支援について
- 7 廃炉に向けた監視強化等について

II 災害の経験を生かした防災・減災対策について

- 1 水害対策について
 - (1) 雨水の一時貯留等について
 - (2) 増水に備えた河川整備について
 - (3) 3次元浸水ハザードマップの充実について
- 2 地震対策について
 - (1) 木造住宅耐震改修助成制度について
 - (2) 流通在庫備蓄（ランニングストック）方式による物資確保について
 - (3) 生活用水の確保について

- 3 雪害対策について
 - (1) 大雪時の雪捨場の確保について
 - (2) 雪かきボランティアの支援について
- 4 情報の発信について
 - (1) デジタルサイネージの活用について
 - (2) 情報の活用及び大学等との連携について
- 5 避難所等の充実について
 - (1) 広域的な避難体制の構築について
 - (2) 避難所の設備及び備蓄状況の公表について
 - (3) 避難所の更なるバリアフリー化の推進等について
- 6 防災体制の強化について
 - (1) 郡山市地域防災計画等に基づく防災体制の確保・充実について
 - (2) 公共施設の防災機能の充実について
 - (3) 災害に対応しうる人材の確保等について
- 7 自助・共助の充実について
 - (1) 自助意識の醸成について
 - (2) 共助体制の強化について
 - (3) 周辺部における生活物資の確保について

Ⅲ 持続可能なまちづくりについて

- 1 未来を担う子どもたちのために
 - (1) 遊び場の活用による体力向上について
 - (2) 食育の充実について
- 2 再生可能エネルギーの活用について
 - (1) 再生可能エネルギーへの転換の明確化について
 - (2) 大学等との連携による再生可能エネルギーの普及促進について
- 3 災害に強い持続可能な都市基盤の構築について
 - (1) こおりやま型公共交通ネットワークの構築について
 - (2) 社会資本・都市基盤等の整備推進について
- 4 経済県都郡山の再構築について
 - (1) 産業集積の促進について
 - (2) 地域商品ブランドの開発について
 - (3) 国際観光施策の推進について

I 原子力災害からの更なる復旧について

1 除染について

(1) 道路等除染に伴う仮置場等の早期確保について

市民は、住宅除染のみならず、道路及び側溝除染の早期完了を望んでいることから、市民の安全・安心の確保及び道路等除染の更なる推進を図るため、仮置場など保管場所の確保に努めること。

(2) 積込場の早期設置について

中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出には、積込場の設置が必要不可欠であることから、国及び県有地のみならず、民有地も含め、本市の条件に合った用地の提供を関係機関へ積極的に働きかけるなど、積込場の早期設置に向けあらゆる方策を講じること。

また、設置に当たっては、周辺住民へ丁寧な説明を行うこと。

(3) 除去土壌等の早期搬出について

市民が、より安心できる生活環境の確保に向け、自宅敷地に一時保管している除去土壌等を早急に搬出できるよう、中間貯蔵施設の早期整備等について、関係機関に強く働きかけること。

また、学校や保育所、公園等の除去土壌等についても、現在、当該敷地に一時保管しているが、中間貯蔵施設への搬入開始後、速やかな搬出に努めるとともに、学校や保育所等を優先するなど、計画的に実施すること。

(4) 除去土壌等輸送に伴う放射性物質飛散防止対策の徹底について

除去土壌等輸送に際しては、放射性物質の飛散防止対策の徹底を求めるとともに、その対策及びルート等に関し、周辺住民等へ丁寧な説明を行うこと。

(5) 市民ニーズを踏まえた除染の推進について

除染に関する市民アンケート調査等を実施し、これまでの除染の手法、効果、放射能への意識等、市民ニーズの把握に努めること。

特に、未実施住宅等については、所有者の意向を再確認し、除染の推進に努めること。

(6) ため池の放射性物質対策について

市内 629 か所のため池については、水の遮へい効果により、空間放射線量率は低減されているが、周辺住民のより安全・安心な生活環境の確保のため、農林水産省が策定した「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」等に基づき、放射性物質対策を速やかに実施すること。

また、実施に当たっては、周辺住民等へ丁寧な説明を行うこと。

2 健康管理について

(1) 継続した内部被ばく検査の実施と受検率の向上について

市民の長期的な健康管理の徹底を図るため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を継続して実施するとともに、低下が見られる受検率向上のため、更なる市民への周知等に努めること。

(2) 福島県民健康管理基金への財政措置に対する要望について

福島県が実施する 18 歳以下の医療費無料化事業や県民健康調査の原資となっている「福島県民健康管理基金」に関し、基金が枯渇することのないよう、財政措置について国等へ要望すること。

(3) 自家消費野菜等の放射能検査の充実について

食品の安全確保及び食品に対する不安解消を図るため、自家消費野菜等の放射能検査を継続的に実施するとともに、市民が容易に受検できる検査体制の確保に向け、県と連携し、検査体制及び検査機器の更なる充実に努めること。

3 風評の払しょくについて

(1) 風評の払しょくに向けた情報発信について

風評の払しょくに向け、フロンティア大使や全国にある福島県人会などの協力のもと、新たな情報発信の窓口を開拓するなど、更なるPRに努め、農畜産物や観光等、本市の魅力を全国に発信すること。

(2) マスメディアを活用した本市農畜産物の安全性の周知について

市場に流通する本市農畜産物については、厳しい放射性物質検査体制の確立により、その安全性が十分確保されている。

しかしながら、多くの人がある事実を知らず、本市農畜産物の安全性に対し誤解が生じていることから、風評の払しょくに向け、マスメディアを有効活用し、検査体制や検査結果等、本市農畜産物の安全性を広く周知すること。

(3) 本市農畜産物の販売促進について

本市農畜産物の販売促進活動等を行う団体とのイベントの共催等、連携を更に強化し、風評の払しょくに向け、積極的な事業展開に努めること。

また、消費者のニーズ等を的確に把握するとともに、民間事業者との協力のもと、本市農畜産物の新たな物流、販売ルートの開拓に努めること。

4 損害賠償請求について

市民や事業所等が行う損害賠償請求に関して、これまでの各種情報提供のほか、よりきめ細やかな対応に努めること。

5 避難者支援について

自主避難者の帰還促進のため、広報こおりやまの送付や避難者交流会への職員派遣等、現行の支援体制を継続すること。

また、多様化する自主避難者のニーズを的確に把握し、よりきめ細やか

な対応に努めること。

6 中小企業支援について

東日本大震災及び原子力災害により、甚大な被害を受けた中小企業の救済をはじめ、中小企業の支援機関である商工会議所及び商工会等の体制強化に向け、県との連携のもと、既存補助制度の拡充及び新たな補助制度の創出など、地域経済の活性化に向けた支援強化に努めること。

7 廃炉に向けた監視強化等について

現在、廃炉作業が進められている東京電力福島第一原子力発電所は、1号機から3号機の原子炉内の状況解明の遅れなど、未だ不安定な状態である。

また、度重なる汚染水漏れや情報開示の遅れなどは、県民の不安はもとより、風評被害拡大の要因となっている。

今後、国及び東京電力株式会社の責任のもと、迅速かつ着実な廃炉作業の推進が図られるよう引き続き求めていくとともに、福島県を中心とした各市町村との連携のもと、福島第一・第二原子力発電所に対する監視の強化に努めること。

Ⅱ 災害の経験を生かした防災・減災対策について

1 水害対策について

(1) 雨水の一時貯留等について

郡山市ゲリラ豪雨対策9年プランに基づく雨水貯留施設の整備や公共施設等における透水性舗装の導入推進など、長期的な取組みのほか、「田んぼダム」や校庭、公園等既存施設への雨水の一時貯留について、地域の実情を踏まえ、利用者等に配慮しながら検討すること。

また、災害時に市民が容易に土のうを入手できる「土のうステーション」の設置について検討すること。

(2) 増水に備えた河川整備について

豪雨等による急激な増水にも耐えられるよう、河床を浚せつするなど、国及び県と連携し、計画的な河川の整備に努めること。

(3) 3次元浸水ハザードマップの充実について

3次元浸水ハザードマップについて広く市民に周知するとともに、今後見直しを行う際においても、町内会や自主防災組織等、市民の意見を反映させるなど、地域の実情に即したものとすること。

2 地震対策について

(1) 木造住宅耐震改修助成制度について

個人住宅の耐震化を促進するため、郡山市木造住宅耐震改修助成制度について広く周知を図るとともに、市民にとって利用しやすい制度となるよう、国及び県と連携し、対象及び助成の拡大等に努めること。

(2) 流通在庫備蓄（ランニングストック）方式による物資確保について

民間事業者との連携により、流通在庫の中で食糧、燃料及び医薬品等を保管する流通在庫備蓄（ランニングストック）方式の導入を検討するなど、災害時における物資の確保に努めること。

(3) 生活用水の確保について

災害時においては、飲用水のみならず生活用水の確保も必要となることから、既存井戸の把握及び保全等、生活用水の確保に向けた体制の構築に努めること。

3 雪害対策について

(1) 大雪時の雪捨場の確保について

大雪時における除雪対策として、幹線道路はもとより、生活道路、通学路の除雪がスムーズに進められるよう、国有地等を含めた雪捨場の確保に努めること。

(2) 雪かきボランティアの支援について

地域ぐるみ雪かきボランティア・コーディネート事業は、高齢者世帯等、除雪が困難である市民への支援策として有効であることから、更なる周知を図るとともに、恒久的な取組みとするため、ボランティア活動に必要となる経費の予算措置について検討すること。

4 情報の発信について

(1) デジタルサイネージの活用について

デジタルサイネージは、視覚によるリアルタイムの情報発信が可能な新しい情報媒体として、駅や電車内などの公共スペースへ急速に普及し、シティプロモーションや観光誘客等に効果を発揮している。

今後、低消費電力化や発電・蓄電機能の付加、災害用コンテンツの整備等、災害に対応した技術開発の動向に注視し、災害時の情報伝達手段の一つとして、公共施設での活用及び更なる普及促進に努めること。

(2) 情報の活用及び大学等との連携について

国による「XバンドMPレーダー」の整備等、ゲリラ豪雨をはじめ、災害の予測に資する多種多様な情報ツールの整備が進められていることから、これらの情報を一元的に集約、活用することのできる体制の構

築に努めること。

また、地域の知の資産である大学等研究機関との連携により、防災・減災等に向けた新たな取組みの創出に努めること。

5 避難所等の充実について

(1) 広域的な避難体制の構築について

東日本大震災及び原子力災害等の教訓から、市内のみならず、広域的な避難及び避難者受入れ等を円滑に行うための体制づくりに向け、国及び県等との更なる連携強化に努めること。

(2) 避難所の設備及び備蓄状況の公表について

各避難所における設備及び物資の備蓄状況について公表し、市民の安心確保に努めること。

(3) 避難所の更なるバリアフリー化の推進等について

要介護者や障がい者等に対応した福祉避難所の設置推進をはじめ、一般避難所においても高齢者や妊婦、乳幼児世帯等、あらゆる市民に配慮したハード整備を行うこと。

また、平成 23 年 12 月に作成した「避難場所開設・運営マニュアル」に基づき、各避難所において統一した対応がなされるよう、日頃から、施設管理者等に対し周知徹底を図ること。

6 防災体制の強化について

(1) 郡山市地域防災計画等に基づく防災体制の確保・充実について

「郡山市地域防災計画」に基づく国、県等関係機関との連携強化及び「災害時要援護者避難支援マニュアル」等の周知徹底を図り、災害時における迅速かつ効果的な活動の展開に向けた体制確保に努めるとともに、これら計画等について、適時、社会情勢及び地域の実情に応じた検証等を行い、防災体制の更なる充実に努めること。

また、郡山地方広域消防組合に対し、更なる組織体制の強化を働きか

けること。

(2) 公共施設の防災機能の充実について

今後、公共施設の整備に当たっては、防災機能を備える施設として、東日本大震災時に大きな有効性を発揮した開成山野球場、ニコニコこども館、ミュージカルがくと館等の事例を参照し、防災機能の付加に積極的に努めること。

(3) 災害に対応しうる人材の確保等について

東日本大震災等発災時の対応及び復旧・復興への取組み等の経験や方法を継承するため、記録の保存に努めるとともに、災害時の体制強化のため、職員の増員や研修等の充実を図り、必要な人材の確保に努めること。

7 自助・共助の充実について

(1) 自助意識の醸成について

災害時における被害の軽減を図るためには、自らの身を守り、行動する「自助」が最も重要である。

このことから、東日本大震災等の経験を踏まえ、家庭内備蓄や家具等の転倒防止対策、避難経路の確認、大雨・大雪時の不要不急な外出を控えるなどのルール徹底等、自助意識の醸成を図るため、防災教育の充実に努めること。

(2) 共助体制の強化について

災害時における「共助」の取組みとして、地域の防災を支える自主防災組織や消防団、町内会等の組織力の強化に向け、若い世代や女性等の参加促進に努めるなど、更なる連携強化を図ること。

(3) 周辺部における生活物資の確保について

災害時における食料等の生活物資提供等に係る協定について、これ

までの市街地等で展開する事業所に加え、河川の氾濫及び道路損壊等により物資の流通が滞るおそれのある周辺地区における生活物資の確保に向け、地域に密着した商店等で構成される各商工会との協定締結について検討すること。

Ⅲ 持続可能なまちづくりについて

1 未来を担う子どもたちのために

(1) 遊び場の活用による体力向上について

公共施設の無料開放を行うなど、遊び場等の施設は整ってきているところである。

これらの施設を活用し、安全・安心な環境の中で楽しく遊びながら、自然に子どもたちの体力向上が図られるよう、プレイリーダーの配置等、ソフト事業の充実に努めること。

(2) 食育の充実にについて

子どもたちの健康増進を図るためには、運動による体力向上はもとより、食育も重要である。

このことから、家庭や学校など関係機関と連携し、子どもたちの規則正しい食生活の習得を目指し、食育の更なる充実に努めること。

2 再生可能エネルギーの活用について

(1) 再生可能エネルギーへの転換の明確化について

「郡山市エネルギービジョン」においては、再生可能エネルギーの導入目標として、「2020年度の省エネ効果を加味した電力消費量の約30%」と設定しているところである。

今後、再生可能エネルギーの更なる普及啓発に向け、福島県同様、全ての電力を再生可能エネルギーへ転換することについて、具体的な目標を示すよう努めること。

(2) 大学等との連携による再生可能エネルギーの普及促進について

持続可能なまちづくりを進めるためには、太陽光や水力、地熱等の再生可能エネルギーの更なる普及促進を図る必要がある。

このことから、現在、旧赤津小学校において地中熱研究を進める日本大学工学部等、研究機関との連携により、地中熱を活用したハウス栽培

や道路の融雪等、市民生活に密着した、目に見える施策の積極的な展開に努めること。

また、電力と情報を融合した次世代の送電網として期待される「デジタルグリッド」を推進するとともに、地域単位でエネルギー活用の最適化を図るなど、エネルギーの地産地消を推進すること。

3 災害に強い持続可能な都市基盤の構築について

(1) こおりやま型公共交通ネットワークの構築について

少子高齢社会において、災害に強い持続可能なまちづくりを進めるためには、バス等の公共交通による移動手段が重要となる。

このことから、交通事業者と連携を図りながら、こおりやま型公共交通ネットワークとして、本市の広域性・各地域の特性に配慮した利用しやすいバス網の再編等、誰もが利用しやすい交通体系の編成・構築を進めること。

(2) 社会資本・都市基盤等の整備推進について

災害に強い社会資本の整備に向け、(仮称)郡山中央スマートインターチェンジや笹川大善寺線等の整備を推進するとともに、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の適正な立地を計画的に推進し、持続可能なまちづくりを進めること。

4 経済圏都郡山の再構築について

(1) 産業集積の促進について

東日本大震災及び原子力災害からの復興及び持続可能なまちづくりを推進するため、国立研究開発法人産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所及び平成 28 年度に開所予定のふくしま医療機器開発支援センターを生かし、環境・エネルギーや医療機器の技術開発の精力的支援や関連産業の集積を促進すること。

(2) 地域商品ブランドの開発について

本市の魅力を国内外へ発信するため、郡山産品の販路拡大を図るとともに、更なる魅力の創出と地域産業の活性化に向け、関係団体と連携のもと、新たな地域商品ブランドの開発を積極的に推進すること。

(3) 国際観光施策の推進について

本市の復興への確実な歩みを国内外へ発信するため、東京オリンピック・パラリンピックの合宿をはじめとする世界規模の大会、会議等を積極的に誘致するとともに、国際観光施策の更なる推進に努めること。